



開催月日	会場	参加者数
1月25日(金)	登米公民館	137人
1月28日(月)	米谷公民館	130人
1月30日(水)	米山公民館	84人
1月31日(木)	豊里多目的研修センター	26人
2月1日(金)	中田農村環境改善センター	51人
2月4日(月)	津山林業総合センター	31人
2月5日(火)	石越総合支所	27人
2月6日(水)	南方公民館	30人
2月7日(木)	迫公民館	51人
計		567人

市立病院の再編を検討してきた登米市地域医療福祉体制検討委員会（委員長・佐藤良友市医師会長）から最終報告書が市長に提出されました。平成20年4月からの体制、その後の再編について、市の考えを含めて、1月25日から2月7日まで各町域で市民説明会を開催しました。その中で発言のあった質問や意見を交えながら、病院再編の内容についてお伝えします。

市立病院の再編・改革

5 2 病院診療所化

病院再編の必要性を説明

検討委員会から、登米病院を平成20年4月から無床診療所、22年4月から米谷・よねやま病院も無床化とし、2病院5診療所とする最終報告書が提出されました。

報告書での病床数399床は、現在の平均入院患者数をもとに考えると不足しています。ただ、入院患者の中には、介護施設への入所を希望している、空きがないため入院している人も多くいると考えられます。そのため、市では介護施設の定員を増やしていくことが先決であるとして、登米病院を除く再編の時期を23年4月としました。

再編は介護保健施設整備と併せて

病院の再編が一年先送りになった背景の一つに、介護施設

設の整備計画があります。来年度策定予定の介護保険事業計画（平成21〜23年度）では、約100床程度の整備が可能と見込んでいます。事業者の選定や施設の建設工事の期間から、介護施設が実際に利用できるのは23年4月からと予測しています。そうした介護保健施設整備のスケジュールから、病院の再編も23年4月を目標に進めることになったものです。

市民説明会への参加は約570人

市立病院の再編・改革は、地域住民の意見を聞きながら進めることとしています。このことから、再編の内容を説明するため、1月25日から2月7日までの間、各町域で説明会を開催したところ、約570人の出席がありました。

再編の基本方針は、医師不足のため、市立病院の医師を

4月から登米病院は無床診療所へ

説明会での市民の意見が多かったのが、なぜ身近な病院が無床診療所になるのかということでした。

この最大の要因は、医師不足です。入院施設のある病院の医師は、昼間だけではなく、夜間も入院患者の急変や救急患者への対応のために当直業務を行っています。ほかにも東北大学病院などからの応援医師により、当直業務を補っている状況です。しかしながら、その大学からの応援医師

医療費助成制度のお知らせ

市では、心身障害者や乳幼児、母子・父子家庭などの経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保するため、医療費助成を行っています。

心身障害者医療費助成

【助成対象者】

- 身体障害者手帳1・2級および3級（内部障害のみ）または療育手帳Aの人
- 特別児童扶養手当の障害程度が1級に該当する人

【助成範囲】 保険証を使って病院、診療所で診療を受けた際の自己負担額（保険適用分）が助成されます。

【助成方法】 自己負担額を医療機関窓口で支払い助成申請書を提出した後に市から払い戻しされます。

【助成を受けられない人】

- 生活保護を受けている人
- 助成対象者および同居する親族の所得が一定額以上であるとき

乳幼児医療費助成

【助成対象者】

義務教育就学前（出生から6歳に達する日の属する年度の末日まで）の乳幼児

【助成範囲】 保険証を使って病院、診療所で診療を受けた際の自己負担額（保険適用分）が助成されます。

【助成方法】 療養の給付に係る一部負担金が現物給付方式（窓口無料化）により助成されます。ただし、県外医療機関での受診や一部の国民健康保険組合加入者は、自己負担額を医療機関窓口で支払い助成申請書を提出した後に市から払い戻しされます。

【助成を受けられない人】

- 生活保護を受けている人
- 保護者（養育者）の所得が一定額以上であるとき



母子・父子家庭医療費助成

【助成対象者】

- 母子・父子家庭の18歳の年度末までにある子
- 母子家庭の母、父子家庭の父
- 父母のいない18歳の年度末までにある子

【助成範囲】 保険証を使って病院、診療所で診療を受けた際の自己負担額（保険適用分）のうち、入院：2,000円、通院：1,000円を超えた額が助成されます。

【助成方法】 自己負担額を医療機関窓口で支払い助成申請書を提出した後に市から払い戻しされます。

【助成を受けられない人】

- 生活保護を受けている人
- 助成対象者および同居する親族の所得が一定額以上であるとき

医療費助成の受給者証を持っている人は、次の場合には届け出を行ってください

- 振込口座、加入健康保険、氏名、住所が変わった場合
- 受給者などが市外へ転出または死亡した場合
- 生活保護を受けることになった場合

申請・届け出先、問い合わせ

【申請・届け出先】

各総合支所市民福祉課 市民福祉係

【問い合わせ】

▶市民生活部保険医療課 医療係

☎ 0220 (58) 2166

▶各総合支所市民福祉課 市民福祉係